

平成 25 年 2 月 20 日  
四国電力株式会社

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 1 項の規定にもとづき申請を行った電気供給約款（平成 25 年 7 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することいたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、III（契約種別および料金）および附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める料金率、58（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額および附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（燃料費調整）および附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

- (1) III（契約種別および料金）および附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
定額電灯	円	円
需要家料金		
1 契約につき	68.25	3.25
電灯料金		
20 ワットまでの 1 灯につき	143.85	6.85
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯 につき	243.60	11.60
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき	342.30	16.30
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯 につき	541.80	25.80
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワッ トまでごとに	270.90	12.90
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	246.75	11.75
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	388.50	18.50
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	194.25	9.25

区分および単位	料金率	消費税等 相当額
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	円 399.00	円 19.00
電力量料金 11 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの 1 キロワット時につき 120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき 300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	20.01 26.68 29.88	0.95 1.27 1.42
従量電灯 B 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	357.00	17.00
電力量料金 最初の 120 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき 120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき 300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	16.72 22.28 24.96	0.80 1.06 1.19
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルト アンペアまでごとに 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	7.77 15.54 15.54 155.40 155.40	0.37 0.74 0.74 7.40 7.40

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
臨時電灯B 最低料金 1契約につき最初の11キロワット時 まで 電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	円 558.60 32.88	円 26.60 1.57
臨時電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき 電力量料金 1キロワット時につき	393.75 27.46	18.75 1.31
公衆街路灯A 需要家料金 1契約につき 電灯料金 20ワットまでの1灯につき 20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき 40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき 60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき 100ワットをこえる1灯につき50ワッ トまでごとに	63.00 137.55 233.10 326.55 516.60 258.30	3.00 6.55 11.10 15.55 24.60 12.30
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき 50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき 100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	235.20 371.70 185.85	11.20 17.70 8.85

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
公衆街路灯B 最 低 料 金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 ま で 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	円 370.65 19.79	円 17.65 0.94
公衆街路灯C 基 本 料 金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	320.25 17.20	15.25 0.82
低 壓 電 力 基 本 料 金 契約電力 1 キロワットにつき 電力量料金 1 キロワット時につき 夏 季 料 金 そ の 他 季 料 金	1,065.75 15.95 14.50	50.75 0.76 0.69
臨 時 電 力 定額制供給の場合 契約電力 1 キロワット 1 日につき	162.75	7.75
農 事 用 電 力 基 本 料 金 契約電力 1 キロワットにつき 電力量料金 1 キロワット時につき 夏 季 料 金 そ の 他 季 料 金	714.00 12.03 10.94	34.00 0.57 0.52

(2) 58 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円	円
架空配電設備の場合 超過こう長 1 メートルにつき	3, 255. 00	155. 00
地中配電設備の場合 超過こう長 1 メートルにつき	26, 040. 00	1, 240. 00

(3) 附則 5 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める  
料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円	円
契約使用期間 最初の 30 日まで 契 約 電 力		
0.5 キロワット	3, 713. 85	176. 85
1 キロワット	5, 311. 95	252. 95
2 キロワット	8, 467. 20	403. 20
3 キロワット	11, 641. 35	554. 35
3 キロワットをこえ 1 キロワット を増すごとに	3, 054. 45	145. 45
30 日をこえる 1 日につき 契 約 電 力		
0.5 キロワット	29. 40	1. 40
1 キロワット	46. 20	2. 20
2 キロワット	98. 70	4. 70
3 キロワット	150. 15	7. 15
3 キロワットをこえ 1 キロワット を増すごとに	54. 60	2. 60

区分および単位	料金率	消費税等 相当額
(燃料費調整の基準単価)	円	円
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.308	0.015
1キロワット	0.614	0.029
2キロワット	1.230	0.059
3キロワット	1.844	0.088
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.614	0.029

(4) 別表2(燃料費調整)に定める基準単価

区分および単位	料金率	消費税等 相当額
イ 定額制供給の場合	円	円
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電    灯		
20ワットまでの1灯につき	1.452	0.069
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	2.903	0.138
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	4.355	0.207
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	7.260	0.346
100ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	3.630	0.173
小    型    機    器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	2.168	0.103
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	4.337	0.207
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	2.168	0.103

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
(ロ) 臨時電灯 A 1日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が 1 キロボルトアンペアを こえ 3 キロボルトアンペアまでの 場合 1 キロボルトアンペアまでご とに	円 0.059 0.117 0.117 1.170 1.170	円 0.003 0.006 0.006 0.056 0.056
(ハ) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.230	0.059
ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆 街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワッ ト時まで 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時に つき	2.056 0.187	0.098 0.009
(ロ) (イ)以外の場合 1 キロワット時につき	0.187	0.009